

下 総 第 1 7 6 号

令和2年(2020年)2月6日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 関 谷 博 様
同 亀 田 博 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和元年(2019年)7月12日付け監査報告第14号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により通知します。

定期監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 菊川総合支所市民生活課 〕

[指摘事項]

(1) 温泉管漏水修繕工事の契約事務が工事の施行後の日付で行われていた。当該修繕工事を施行するために受けた道路占用許可の期間（平成30年4月23日から平成30年5月23日まで）と業者に指示した履行期間（平成30年6月5日から平成30年6月11日まで）とが整合していないため、菊川総合支所市民生活課にその理由を確認したところ、緊急の修繕工事が必要であったことから、書面による意思決定を経ずに業者を選定し、道路占用許可の期間中に施行した後に、後追いで契約に関する書類を作成したためと判明した。このような後追いの事務では、相手方の選定や契約額の決定が適正に行われたか疑義が生じるおそれがあり、現に当該修繕工事では、施行前の時点で契約額が決定されていたか確認できなかった。また、業務完了報告書の業務の期間が空白であるなど、契約の適正な履行の確認が十分なされたとはいえない。本市の予算規則、契約規則等の関係規程に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

再発防止のため、所属職員に対して文書により予算規則、契約規則等の遵守を指示した。また、係長以上の職員で、決裁の際にチェックすべき項目をあらためて確認した。